

喜茂別町避難行動要支援者避難行動支援プラン

令和6年3月

喜茂別町

《喜茂別町地域防災計画資料編別冊 避難行動要支援者
避難行動支援プラン更新履歴》

- ・令和6年3月作成

【目 次】

第1章	基本的な考え方	3
1	背景と目的	3
2	避難行動支援プランの位置付け等	3
3	避難行動支援の基本方針	3
4	避難行動支援の推進体制	4
5	避難行動要支援者の範囲	4
6	避難支援等関係者	5
7	役割	6
第2章	避難行動要支援者情報の把握・共有	9
1	避難行動要支援者名簿の作成	9
2	名簿情報の利用及び提供	10
3	名簿情報提供の際の情報漏洩の防止措置等	12
4	名簿の更新・管理	12
5	名簿作成等に係る関係課係の役割分担	13
第3章	個別避難計画の作成	14
1	個別避難計画の作成要領	14
2	個別避難計画の確認・更新	15
3	個別避難計画の共有・管理	15
第4章	避難誘導・安否確認体制の整備	16
1	避難支援の実施体制	16
2	避難のための情報伝達	16
3	避難行動要支援者の避難支援方法等の普及	19
4	避難支援訓練の実施	19
5	安否確認情報の収集体制	19
6	避難支援者等実施者の安全確保	19
7	名簿情報の提供に不同意な避難行動要支援者への支援体制	19
8	個別避難計画の作成に不同意な避難行動要支援者への支援体制	20
9	避難行動要支援者の避難場所等	20
10	避難経路の選定	20
11	避難所等における引継ぎと見守り体制	20
12	避難行動要支援者の移送方法等	20
第5章	避難所等における支援体制	21
1	避難所等における要配慮者支援体制	21
2	福祉避難所における支援	21

第1章 基本的な考え方

1 背景と目的

平成23年の東日本大震災においては、犠牲者の半数以上を高齢者が占め、また、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上ったと推計されています。一方で、避難の支援に当たった多くの支援者も犠牲となりました。

これらの教訓から実効性のある避難支援がなされるよう、災害対策基本法（以下「法」という。）が改正され、市町村長に対して高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人など、災害時等において何らかの支援が必要な者（以下「要配慮者」という。）のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の作成が義務付けられました。

また、令和元年台風19号等の近年の災害においても、多くの高齢者や障がい者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

こうしたことを踏まえ、本町では、避難行動要支援者が安全かつ確実に避難するための支援体制を確立することを目的として、「喜茂別町避難行動要支援者避難行動支援プラン」（以下「避難行動支援プラン」という。）を作成しました。

2 避難行動支援プランの位置付け等

避難支援プランは、東日本大震災を契機としてまとめられた「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月：内閣府）及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月：内閣府）を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援対策について基本的な考え方や進め方を明らかにした全体計画であり、「喜茂別町地域防災計画」の下位計画として位置付けます。

3 避難行動支援の基本方針

避難行動要支援者の避難支援については、避難行動要支援者本人も含めて、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う「自助」、そのうえで隣近所への声かけや自主防災組織などによる組織的な避難誘導、安否確認等の「互助」が確実に行われることが重要となります。

このような「自助」、「互助」が機能するためには、日頃から地域で話し合いの機会を設けるなど、支援体制の構築に向けた活動が不可欠であり、避難行動要支援者の避難支援に当たっては「地域のは、地域で守る」を基本とし、行政機関の支援活動である「公助」と相まって、支援体制づくりを進めていくことが必要となります。

4 避難行動支援の推進体制

避難行動要支援者の避難行動支援を的確に実施するため、平常時においては、防災担当課（まちづくり振興課）及び関係する部署との連携のもと、避難支援等関係者及び民生委員、社会福祉協議会、介護保険サービス事業所などの関係機関と連携の上、避難支援対策を推進します。

災害時は、町災害対策本部において特別救助班を設置し、一貫した避難支援が実施できるよう調整を図ります。

5 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害発生時」という。）に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とし、生活基盤が原則として自宅（一時的に入所、入院している者を含む。）にある次の要件に該当する者とし、下表の喜茂別町要支援者区分シートによりS、A、B及びCに区分する。

- (1) 75歳以上の独居世帯
- (2) 80歳以上の二世帯
- (3) 介護保険法による要介護状態区分で3以上の認定を受けている者
- (4) 身体障害者保健福祉手帳1級若しくは2級の交付を受けている者
- (5) 療育手帳A若しくはBの交付を受けている者
- (6) 精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級の交付を受けている者
- (7) 難病患者（指定難病の診断を受けている方）
- (8) 特別の事情で避難支援を希望する者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、町長が支援を必要と認めた者

【喜茂別町要支援者区分シート】

区分	目安	状況等
避難行動要支援者	S 【避難行動】 専門職での事前避難が必要な方	■区分A以上で、医療・介護専門職での避難が必要な方
	A 専門的支援が必要な方 入院や施設入所、福祉避難所検討 【避難行動】 専門職と地域の方々と避難可能 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">要介護3以上 障害支援区分5以上 認知症自立度Ⅲ以上</div>	■胃ろう ■認知症重度 ■喀痰吸引 ■全介助 ■難病 ■自力で移動できない ■排泄支援が必要 ■進行性障害 ■重度心身障害 ■知的障がい ■重い自閉症 ■介助者が2人以上必要 ■重複障害 ■在宅酸素使用 ■多動で常時見守りが必要 ■人工呼吸器使用 ■その他医療機器使用 ■ストーマ ■人工透析 ■病状が不安定 ■精神疾患 ■医療ケア児 等
	B 一般避難所での生活が困難 福祉避難所利用の検討 【避難行動】 地域の方々と避難可能 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">要介護1～3 障害支援区分2～4 認知症自立度Ⅱ</div>	■要支援の方(独居) ■1人の介助者で移動可能 ■学習障害 ■視覚障害 ■聴覚障害 ■多動 ■認知症中等度 ■一部支援で排泄、入浴、食事可能 ■車イス中心の生活 ■車イス、歩行器、杖使用で移動可能 ■家族対応できない ■自力移動できないが意思疎通は可能 ■要保護児童 ■強度行動障害 ■手術後の方 ■妊婦されている方、乳幼児 ■危険地域に居住している方 等
	C 一部支援や見守りで生活可能 一般避難所・在宅検討 【避難行動】 個人で避難可能 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">要支援1・2 要介護1 障害支援区分1～2</div>	■児童(ボランティアによる支援受け可能) ■高齢者(見守り、声かけで生活可能) ■障がいはあるが自力移動可能 ■軽度の知的・精神障害 ■精神状態が安定している(意思疎通は可能) ■認知症軽度 ■高齢者世帯 ■妊娠されている方(安定期に入るまで) ■自宅全半壊 ■インフラ未復旧

6 避難支援等関係者

(1) 避難支援等関係者となる者

法第49条の11第2項の規定による避難支援等関係者となる者は、羊蹄山ろく消防組合消防署喜茂別支署、喜茂別消防団、北海道警察倶知安警察署、民生委員、喜茂別町社会福祉協議会、各町内会及び各地区会の役員等により、自主防災組織が編成・編組され、町長が認めた自主防災組織(以下「自主防災組織」という。)、このほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める団体及び個人とします。

また、避難支援等関係者(警察、消防、消防団、自主防災組織等)のうち、実際に避難行動要支援者の支援に当たる者を「避難支援者等実施者」といいます。

(2) 避難支援等関係者への依頼事項

町は、避難支援等関係者に対し、災害時等において避難行動要支援者の避難の支援及び安否確認等について依頼するほか、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せるよう、避難支援等関係者に以下の内容について依頼します。

ア 避難行動要支援者の近況把握

イ 避難行動要支援者の避難支援等に関する個別避難計画の作成協力

ウ 平常時において町から提供される名簿情報の適正管理

エ 避難行動要支援者の避難支援等に係る防災訓練への参加

7 役割

(1) 町の役割

ア 避難行動支援者連絡会議の実施

(ア) 避難行動支援者連絡会議の参集者

町長、副町長、まちづくり振興課長、元気応援課長、元気応援課福祉担当職員、防災監、俱知安警察署喜茂別駐在所長、羊蹄山ろく消防組合消防署喜茂別支署長、羊蹄山ろく消防組合喜茂別消防団長、各町内会長、各地区会長、民生委員協議会会長、喜茂別町社会福祉協議会関係者、各福祉施設関係者及び自主防災組織等

(イ) 要配慮者情報の共有及び把握

(ウ) 避難行動要支援者の避難支援対策全般の検討

イ 避難支援プランの作成

ウ 名簿の作成

エ 名簿に記載又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）の平常時提供についての同意確認

喜茂別町避難行動要支援者名簿の情報提供同意確認書（様式1）を記載してもらおう。

オ 避難支援等関係者への名簿情報の提供

カ 避難行動要支援者制度の普及・啓発

キ 避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成

ク 訓練及び避難行動支援に関するシミュレーションの実施

ケ 災害発生時等における特別支援班業務の実施

(ア) 避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対する情報伝達

(イ) 避難支援等関係者等が行う避難行動要支援者の安否確認及び避難支援の状況確認

(ウ) 町災害対策本部に対する避難支援等実施状況の報告

(2) 避難支援等関係者の役割

ア 平常時における避難行動要支援者への声かけ、見守り等

イ 個別避難計画の作成協力

ウ 防災訓練への参加

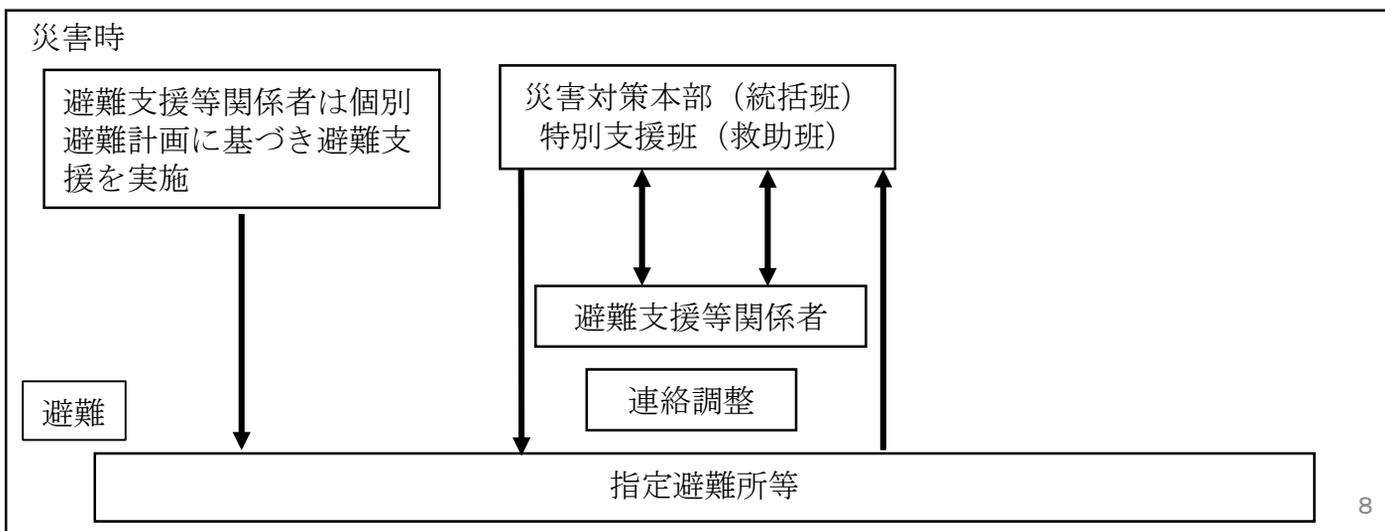
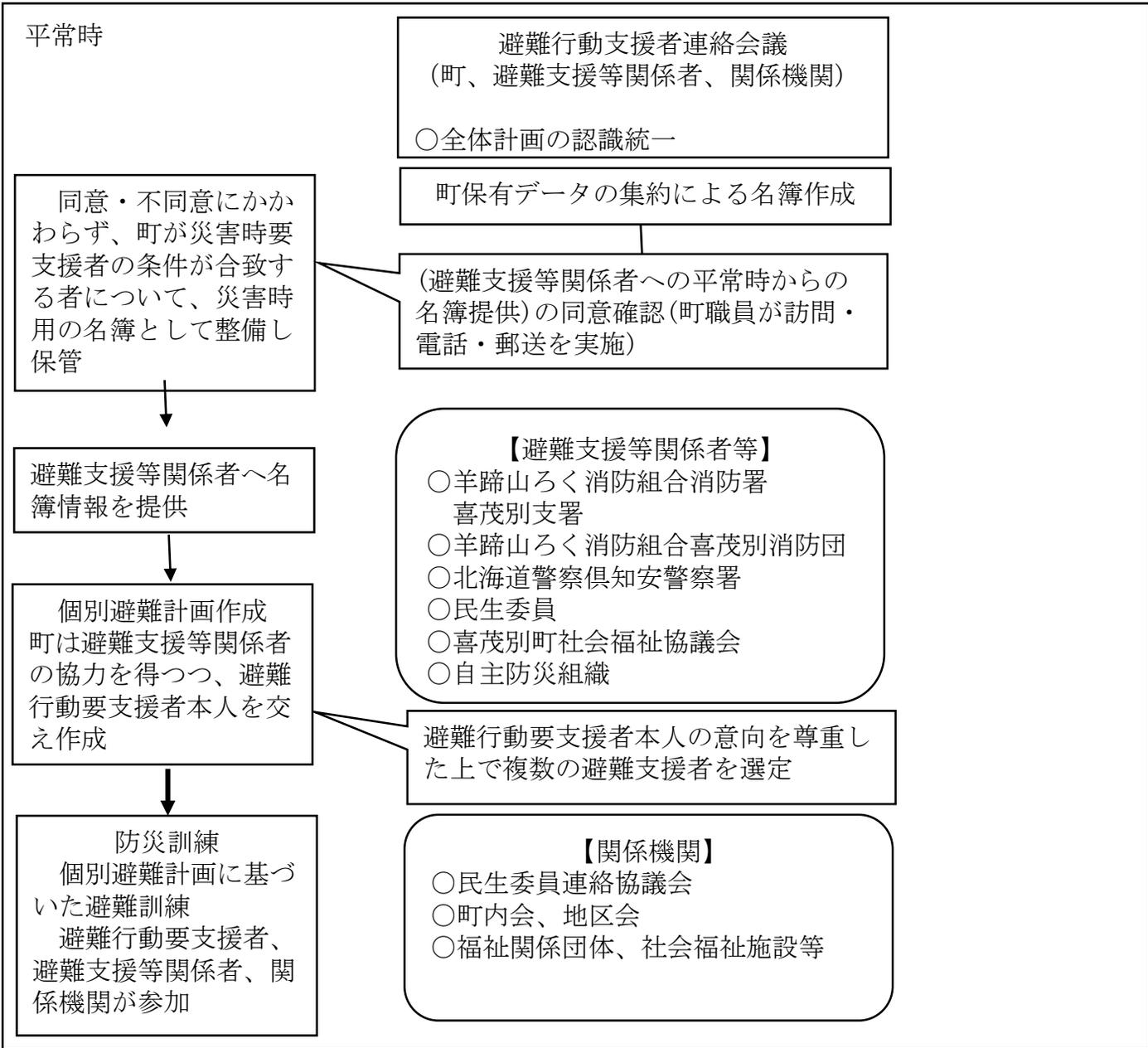
エ 災害時における避難行動要支援者への情報伝達

オ 災害時における避難行動支援者の安否確認及び避難支援

カ 避難行動支援者連絡会議への参画

- (3) 社会福祉施設等の役割
 - ア 避難行動支援への協力
 - イ BCP作成
 - ウ 福祉避難所の開設
 - エ 要配慮者の受入れ
- (4) 関係機関の役割
 - ア 避難行動要支援者と避難支援等関係者の協議等に関するコーディネート
 - イ 平常時及び災害発生時等における避難行動要支援者の避難支援に関する協力
 - ウ 避難行動支援者連絡会議への参画
- (5) 避難行動要支援者本人の役割
 - ア 近所の人たちとのコミュニケーション醸成
 - イ 地域活動や防災訓練への参加
 - ウ 心身の状況や必要な支援内容の周囲への伝達
 - エ かかりつけの医療機関名や主治医名、普段服用している薬等を記入した個別避難計画及び防災グッズの準備
 - オ 防災情報受信手段の準備

(6) 避難行動要支援者の支援推進体制のイメージ



第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者名簿の作成

町は、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとします。

(1) 名簿に掲載する者の範囲

第1章5（避難行動要支援者の範囲）で規定する避難行動要支援者について名簿を作成するものとします。

(2) 名簿の作成に必要な個人情報及び入手方法

ア 名簿の作成に必要な個人情報

法第49条の10第2項の規定等により、名簿には次に掲げる事項を記録し、様式は、喜茂別町避難行動要支援者名簿(様式2)と喜茂別町避難行動要支援者名簿(エクセルデータ管理)のとおりとします。

イ 地区名記載の記録事項

- (ア) 地区名
- (イ) 氏名
- (ウ) 性別
- (エ) 生年月日
- (オ) 年齢
- (カ) 住所
- (キ) 電話番号
- (ク) 支援区分

ウ 避難行動要支援者名簿の記録事項

- (ア) 支援区分
- (イ) 氏名
- (ウ) 生年月日
- (エ) 性別
- (オ) 住所
- (カ) 行政区名
- (キ) 電話番号
- (ク) 携帯電話番号
- (ケ) 支援が必要な理由
- (コ) 主な疾患
- (サ) 特記事項
- (シ) 家族構成夜間
- (ス) 家族構成昼間
- (セ) 要介護度認定等級
- (ソ) 障害者手帳所持者等級
- (タ) 療育手帳（障害の程度）
- (チ) 病院名
- (ツ) 受診料
- (テ) かかりつけ医電話番号
- (ト) 避難時考慮事項

- (ナ) 避難に必要なもの
- (ニ) 緊急連絡者氏名
- (ヌ) 緊急連絡先続柄
- (ネ) 緊急連絡先住所
- (ノ) 緊急連絡先電話番号
- (ハ) 支援者氏名
- (ヒ) 支援者続柄
- (フ) 支援者電話番号
- (ヘ) 支援者住所
- (ホ) 担当民生委員名
- (マ) 一時集合場所
- (ミ) 指定避難所
- (ム) 避難時・避難所での特記事項

エ 個人情報入手方法

町は、名簿の作成に必要な限度で、町の内部で保有する下記の要配慮者情報を利用するものとします。

- (ア) 介護保険受給者台帳（元気応援課）
- (イ) 身体障害者台帳（元気応援課）
- (ウ) 療育手帳所有者台帳（元気応援課）
- (エ) 精神障害者台帳（元気応援課）

オ 北海道知事等に対する情報提供の求め

町は、町で把握していない要配慮者に関する情報が名簿の作成のため必要があると認めるときは、北海道知事その他の者に対して、情報の提供を求めるとします。

2 名簿情報の利用及び提供

(1) 町の内部での名簿情報の利用

町は、町の内部において、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を次の用途等に利用できるものとします。

- ア 平常時における外部への名簿情報の提供に関して避難行動要支援者本人の同意を得るための連絡
- イ 防災訓練への参加の推奨など防災に関する情報提供
- ウ 災害発生時等の情報伝達、安否確認、避難支援等

(2) 平常時における外部への名簿情報の提供

町は、地域の避難支援等関係者が避難行動要支援者と個別に面談すること等を通じて、災害発生時等における避難行動や避難支援の内容等を事前に検討し、個々の避難行動要支援者ごとに実効性の高い個別避難計画の作成を可能とすることを目的として避難支援等関係者に名簿情報を提供します。

名簿情報の提供については、避難行動要支援者の個人情報を他者に知られることにより、当該避難行動要支援者やその家族等が社会生活を営む上で不利益を受けるおそれがあることから、名簿情報の提供は、避難行動要支援者本人の同意が得られている場合に限り行います。また、重度の認知症、障がい等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合などは、親権者、法定代理人等による代理人の同意により提供します。

(3) 災害時における外部への名簿情報・個別避難計画の提供

災害発生時等において、避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときには、法第49条の11第3項及び法第49条の15第3項の規定に基づき、本人の同意を得ていない場合でも、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者、その他の者へ名簿情報及び個別避難計画に関する必要な情報を提供するものとします。

これにより、緊急時に避難支援等関係者以外の団体等にも名簿情報・個別避難計画を提供する場合がありますが、こうした場合は、名簿情報・個別避難計画の管理責任者を把握し、支援活動終了後には名簿情報・個別避難計画の返却を求める等の情報漏洩の防止のために必要な措置を講じるものとします。

なお、名簿情報・個別避難計画の外部提供は、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水予想区域内に在住する避難行動要支援者の名簿情報・個別避難計画を同意なく外部提供することは、法の趣旨に合致すると考えられますが、浸水予想区域外に居住する避難行動要支援者の分までも同意なく一律に提供することは適当ではなく、予想される災害の種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案したうえで、名簿情報・個別避難計画の提供を判断することとします。

(4) 民間団体等との連携

災害が発生又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認める場合には、避難行動要支援者本人の同意なく名簿情報・個別避難計画を避難支援等関係者、その他の者に提供できるとされています。

このような場合においては、ボランティア団体、障がい者団体、民間企業などの力を借りることも有効な方策の一つであることから、町は地域の民間団体等と、あらかじめ名簿情報・個別避難計画の提供に関する事項等について共有し、必要な連携を図るように努めます。

3 名簿情報提供の際の情報漏洩の防止措置等

避難行動要支援者名簿の原本は、元気応援課福祉係が保管し、避難行動要支援者の名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な保護と情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとしします。

- (1) 名簿は当該地域を担当する避難支援等関係者に限り提供するものとしします。
- (2) 法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するものとしします。
- (3) 名簿は、施錠可能な場所に保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとしします。
- (4) 名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとしします。
- (5) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導するものとしします。
- (6) 名簿情報の取扱状況を元気応援課に報告させます。
- (7) 名簿の提供先に対し、個人情報への取扱いを適切に実施するよう指導するものとしします。

4 名簿の更新・管理

町は、災害発生時等の状況を考慮し、紙媒体と電子データで名簿を管理します。

紙媒体の管理については、施錠できる書庫等で管理することとし、電子データについては、町長の指定した職員のみが、データの閲覧、更新等を行い、パスワード等により厳正な情報管理を行います。名簿は、原則、年2回（7月1日、12月1日）更新作業を行います。名簿の状況は、転出・転入、出生・死亡、障がい等の発現により、絶えず変化するものであることから、町は避難行動要支援者の把握と名簿を最新の状態に保つよう努め、その管理要領については、名簿ファイルリストにより、適切に管理する。

この際、元気応援課は、名簿のナンバリングを確実に実施し、名簿の配布先を明確にしておくものとする。

5 名簿作成等に係る関係課係の役割分担

町の名簿作成等に係る担当者については、まちづくり振興課防災監及びまちづくり振興課、元気応援課福祉係とし、名簿作成等に係る関係課係の役割分担については、下記のとおりとします。

■関係課係の役割分担表

関係項目	まちづくり 振興課	元気応援課	作成要領
避難行動要支援者避難行動プラン (全体計画)の作成	◎	○	地域防災計画等及び防災訓練等の教訓事項を反映して作成する。
避難行動要支援者名簿の作成	○	◎	該当者を抽出し、定型様式を基準として避難行動要支援者の特性に応じた名簿を作成する。
名簿情報の提供に関する同意・不同意の確認	○	◎	文書、電話、直接訪問により同意確認を行う。
名簿情報提供同意者の名簿の作成	○	◎	既に作成された名簿データに同意の有無を記録する。
同意者の名簿の配布	○	◎	同意者名簿を作成し、避難支援等関係者に配布する。
個別避難計画の作成・更新	○	◎	避難支援等関係者及び関係機関と協力し、計画を作成する。この際、防災訓練等の教訓事項を反映させる。
危険区域に関する区分表示	◎	○	要支援者の居住地に基づき該当する危険区分の明記

《凡例》

- ◎ 取りまとめ等主導的役割となり、業務を推進する課
- 協働・支援的役割となり、業務を推進する課

第3章 個別避難計画の作成

1 個別避難計画の作成要領

(1) 個別避難計画の作成方法

町は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や福祉事業者に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらの者と連携しつつ、一人ひとりの個別避難計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実行性のある避難支援等がなされるよう、個別避難計画の作成に努めます。その様式は、喜茂別町個別避難計画（様式3）のとおりとします。

また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せるよう、避難支援等関係者に協力を求めます。

(2) 支援体制の確保

支援体制の確保（避難行動要支援者1人に対し何人の支援者を配慮するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）については、個別避難計画作成時に避難行動要支援者本人から、手紙、電話等による調査を行い、避難支援を依頼できる親戚、知人、近隣の住民等の存在を確認します。そこで、避難支援を依頼できる者がいない場合は、町が近隣の住民や避難支援等関係者に避難支援の依頼を行い、避難支援者の確保に努めます。また、避難行動要支援者の要介護度や障がい支援等区分にもよりますが、極力、避難支援者等実施者1人で何人もの避難行動要支援者の避難支援を担当しないように考慮します。

なお、避難行動要支援者への避難行動支援は、避難支援者等実施者の任意協力により行われるものであり、避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことや、避難支援者の不在や被災などにより、避難行動要支援者の支援が困難となる場合があることを十分に周知します。

(3) 個別避難計画の内容

個別避難計画の作成に当たっては、避難行動要支援者本人がその作成に係り、避難支援者等実施者、指定緊急避難場所や指定避難所及び避難方法等について確認します。

個別避難計画には、名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記載するものとします。

ア 避難支援者等実施者

避難支援者は、災害発生時等において避難行動要支援者の避難支援等に直接携わる者で、避難行動要支援者本人の意思を考慮しながら、できるだけ身近な者から複数選定します。また、長期にわたり支援活動が可能な人を選定します。

近隣で避難支援者等実施者を選定することが困難な場合は、様々な機関と連携を図り、身近な者から順に避難支援者を選定するとともに、選定された避難支援者等実施者（警察、消防、消防団、自主防災組織等）は、避難行動要支援者との信頼関係の醸成に努めるものとします。

イ 避難支援を行うに当たっての留意事項

自力歩行が困難で車椅子が必要、聴覚障害があるため文字による情報伝達が必要であるなどの避難行動要支援者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記します。

ウ 指定緊急避難場所等の情報及び避難経路の選定

指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ把握するとともに、避難経路の選定に当たっては、土砂災害や浸水等が予測される危険な箇所及び建物の密集地等災害時に通行が困難となるような場所を避け、避難行動要支援者の把握、搬送形態を考慮した予備経路を含めた避難経路を複数選定するなど、安全な避難行動の実施に努めるものとします。

エ 情報伝達、連絡先

誰からどのような手段で情報が伝えられるか、本人が不在で連絡が取れない時の対応等、情報伝達順序や伝達手段等を明記します。

2 個別避難計画の確認・更新

避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別避難計画の内容について確認するものとします。

また、計画の更新確認を毎年年度末（3月）に、関係者で実施するとともに、内容に変更がある場合は、避難行動要支援者本人若しくは避難支援者に確認し、変更の都度、最新の内容に更新するものとします。

3 個別避難計画の共有・管理

(1) 個別避難計画の共有の範囲

個別避難計画の原本は、元気応援課が保管し、副本は本人、避難支援者、避難支援等関係者及びまちづくり振興課で共有します。

(2) 個別避難計画の適正管理

個別避難計画を共有する者は、避難支援等の目的以外に個別避難計画を使用してはならないこととします。

また、個別避難計画の保管に当たっては、電子データで保管する場合はパスワードを設定して秘匿化を図るとともに、個別避難計画ファイルリストにより、適切に管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管するなど、情報の管理に十分配慮します。

この際、元気応援課は、各個別避難計画書毎にナンバリングを確実に実施し、各個別避難計画書毎の配布先を明確にしておくものとする。

第4章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制

(1) 町における避難支援体制

町は、避難行動要支援者の避難支援等のため、災害発生時等の業務実施体制や職員配置等、町の必要な体制を整備します。

細部については、喜茂別町役場業務継続計画（BCP）（令和5年12月改訂）、災害発生時の職員初動マニュアル（令和5年6月改訂）及び喜茂別町避難所運営マニュアル（令和5年12月策定）を参照

(2) 地域における避難支援体制

災害発生時に避難支援者が避難行動要支援者に対する支援を実施できないときは、自主防災組織（各町内会及び各地区会）へ連絡するものとします。なお、自主防災組織等においても支援が実施できないときは、町へ支援要請します。

自主防災組織（各町内会及び各地区会）は、防災だけでなく、声かけ・見守り活動等、地域における各種活動を通じて人人との繋がりを深めるとともに、避難行動要支援者が自ら地域にとけ込むことができる環境作りなど、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとします。（現在、町には、大町第2町内会見回りパトロール隊の1個自主防災組織が編成・編組されている。）

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制

社会福祉施設等においては、町から提供される防災情報等に基づき、事前に、避難行動要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難情報が発令された際は、迅速・確実な避難支援を行います。

2 避難のための情報伝達

(1) 避難情報の発令及び伝達

町は、災害発生時等に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難することができるよう「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（北海道発出）を参考に、避難情報の発令等の判断基準（具体的な考え方）を定めた上で、災害時において適時適切に発令し伝達します。

(2) 要配慮者が円滑に避難するための通知等の配慮

町は、要配慮者に対する避難のための立退きの準備その他の措置に係る通知又は警告を行う際は、当該要配慮者が円滑に立退きを行うことができるよう、その発令及び伝達に当たっては、要配慮者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにするなど、特に配慮します。

(3) 多様な伝達の活用による情報伝達

ア 町は、電話・IP告知端末・ファクシミリ、スマートフォンアプリ（JC-Smart）（以下「JC-Smart」という。）、町ホームページ、広報車等による広報、Lアラート等様々な手段を確保し、避難行動要支援者及び避難支援者へ避難情報や防災情報を提供します。また、発令された避難情報が確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問など双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進します。

また、スマートフォンを保有する避難行動要支援者及び避難支援等関係者に、J C - S m a r t により、必要な情報を入手することを啓発します。

イ 情報伝達手段

- (ア) I P 告知端末、電話・ファクシミリ
- (イ) J C - S m a r t
- (ウ) 町ホームページ
- (エ) Lアラート
- (オ) 広報車・消防団等による広報

(4) 避難に関する情報の種類

町は、避難支援等関係者及び関係機関が避難行動要支援者の避難支援体制を速やかに整えられるよう、避難指示等の判断基準（一般的基準）に基づき、防災情報を積極的に提供します。

【避難指示等の判断基準（一般的基準）】

警戒レベル	避難情報等	発表される状況	居住者等がとるべき行動
5	緊急安全確保 (市町村長が発令)	災害発令又は切迫（必ず発令される情報ではない）	「命の危険 直ちに安全確保」 ・指定緊急避難所等への立ち退き避難をすることがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
4	避難指示 (市町村長が発令)	災害のおそれ高い	「危険な場所から全員避難」 ・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。
3	高齢者等避難 (市町村長が発令)	災害のおそれあり	「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等※は危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等及びその人の避難を支援する者 ・高齢者以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
2	大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認
1	早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	「災害への心構えを高める」 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

3 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

町は、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの必要性、管理方法、避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図ります。

4 避難支援訓練の実施

町は、避難行動要支援者の避難支援に関係する機関と協力・連携し、防災訓練において、年度1回以上の避難行動要支援者の避難支援訓練を実施します。

5 安否確認情報の収集体制

(1) 避難行動要支援者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所等において実施しますが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所等に避難しない避難行動要支援者も多いことから、避難所等においてだけでは安否情報の収集は難しい側面があります。このため、町は、窓口を設けるなど出来る限り避難行動要支援者の安否情報を収集するよう努めます。

(2) 避難支援者等実施者からの報告

避難支援者等実施者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や親戚宅等への避難情報を得た場合等は、当該避難行動要支援者の個別避難計画に記載された避難所等又は町の元気応援課に報告するものとします。

6 避難支援者等実施者の安全確保

避難行動等実施者が円滑に行われるためには、避難支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全確保が大前提となります。

避難支援者等実施者は、全力で避難行動要支援者を支援し助けようとしませんが、自己の安全確保を第一に考え、安全確保が図れない場合は助けられない可能性があることを、町は、避難行動要支援者に理解してもらうことが必要になります。

7 名簿情報の提供に不同意な避難行動要支援者に対する支援体制

平常時における名簿情報の提供に不同意であった避難行動要支援者の名簿は、原則、町（元気応援課）が不同意者名簿を管理します。平常時は非公開情報として扱うものとし、甚大な災害や緊急事態において、避難支援等関係者等へ町（元気応援課）が開示・提供します。

具体的には、法第49条の11第3項の規定により、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命及び身体を保護するために特に必要があるときは、同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できることから、町（元気応援課）は避難支援等関係者の他、自衛隊、警察や消防からの応援部隊等、他の地域からの派遣で避難支援等を受ける場合について、それらの部隊等へ名簿情報を提供します。

8 個別避難計画の作成に不同意な避難行動要支援者への支援体制

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に基づき作成するが、この際、法49条の14第2項に基づき、法第49条の15第2項（個別避難計画の情報提供について）、第3項（要配慮者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要と認める場合は、本人の同意に関わらず個別避難計画の提供について）について説明し、個別避難計画の作成に不同意な避難行動要支援者に対しても、災害時において特に必要と認める場合には、地域防災計画に定める避難支援関係者に対する情報提供等について伝達し、支援体制を準備します。

9 避難行動要支援者の避難場所等

避難行動要支援者の避難場所等は、福祉避難所、又は、指定避難所への避難を基本とし、指定避難所に避難したものの、生活に支障がある場合には、必要に応じて福祉避難所に移るものとします。

10 避難経路の選定

避難行動要支援者の避難経路については、個別避難計画に記載しますが、その際は、可能な限り災害による被害の影響を受けない道路、整備された広い道路、安全かつ予備の経路を含めた避難経路等を考慮する等、選定を行うことにより、避難経路の通行の際の安全確保に努めます。

11 避難所等における引継ぎと見守り体制

避難所等における避難行動要支援者の引継ぎと見守り体制については、避難支援者等が避難行動要支援者や名簿内容等を、避難所等管理責任者へ責任を持って確実に引継ぎます。

避難行動要支援者の避難生活において、避難行動要支援者の行動管理や介助等身の回りの世話については、原則として避難行動要支援者の家族・親類等が行うものとし、また、家族・親類等がない避難行動要支援者への見守り体制については、避難支援等関係者その他の者が継続的に生活支援を行うよう、あらかじめ本人・家族等と話し合い、個別避難計画の作成時に決めます。

12 避難行動要支援者の移送方法等

避難行動要支援者を速やかに指定緊急避難場所から指定避難所又は福祉避難所へ移送する手段（車両、車いす、リヤカー等）については、個別避難計画作成時において避難行動要支援者本人及び家族等と避難支援等関係者が、あらかじめ話し合っておきます。また、町は多くの避難行動要支援者を移送することを想定し、喜茂別町国民保護計画別冊「国民保護計画に係る避難実施要領」のバス運行計画に基づき、移送方法や手段の充実を推進します。

第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要配慮者支援体制

避難所等における支援体制は、「避難所運営ガイドライン（内閣府、令和3年）」に基づき実施し、避難行動要支援者のみならず、要配慮者全体を考慮した支援体制を推進します。

(1) 開設の周知

町は、防災情報に基づき、早期に避難所等の開設を行います。

解説に当たっては、様々な情報伝達手段により、住民への周知を図ります。

(2) 避難支援に関する連携

町は、町災害対策本部の特別支援班が中心になり、自主防災組織等や福祉関係者、避難支援者等と連携し、避難所等における要配慮者からの相談やニーズ等に対して支援を実施します。

(3) 支援体制の確認等

町は、平常時から、要配慮者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所等における要配慮者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所等の設置・運営について関係者による訓練・研修を実施し、要配慮者のニーズ等に対する支援体制を確認します。

また、町は、平常時から、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得て、各避難所等において要配慮者の支援を行う者の確保に努めるとともに、避難所等の状況、要配慮者に配慮した利用方法等について検討し、改善に努めます。

(4) 避難所等における要配慮者への対応

避難所等において要配慮者の支援を行う者は、一般の避難者に「要配慮者に対する対応の理解」を求め、要配慮者を支援する支援者の有無や障がいの種類・程度等に応じて優先順位をつけて避難所等のスペース、支援物資等の割り当てを行うなど、要配慮者が少しでも過ごしやすくするための環境整備に努めます。

2 福祉避難所における支援

福祉避難所等における支援は、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン（内閣府、令和3年）」に基づき構築するものとする。

(1) 福祉避難所の指定

町は、通常の指定避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設自体の安全性が確保され、バリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、かつ施設内における安全性と安心が確保されている町内の社会福祉施設等を「福祉避難所」として指定し、必要に応じて開設します。

(2) 福祉避難所の運営と整備

福祉避難所においては、要配慮者の相談等にあたる職員を派遣して、生活上の支援を行うとともに、要配慮者が必要とするニーズの把握に努めます。

(3) 福祉避難所の設置

町は、福祉避難所の円滑な運営のため、喜茂別町避難所運営マニュアルに基づき、施設管理者との施設利用方法の確認等を確実に実施し、福祉避難所を設置します。

(4) 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所の入所対象者は、個別避難計画で定めた要配慮者（喜茂別町支援者区分シートS及びA等の要配慮者）を基本とし、一般の避難者は、指定避難所に避難するものとします。

なお、当該要配慮者を介助する家族等も、入所対象者とします。

(5) 福祉避難所の開設

町は、福祉避難所を開設しようとする場合は、あらかじめ当該施設の管理者と十分な連絡調整を図り受入状況を把握し、本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分配慮するものとします。

なお、特別のサービスを必要とする場合は緊急入所、ショートステイ等を活用するものとします。